

平成 24 年 10 月 12 日

各 位

会社名 三菱UFJ投信株式会社  
代表者名 取締役社長 後藤 俊夫  
問合せ先 商品ディスクロージャー部 井上 靖  
(TEL. 03 - 6250 - 4910)  
(コード番号 1670)

「MAXIS S & P三菱系企業群上場投信」  
の投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、「MAXIS S & P三菱系企業群上場投信」の投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

商品性の改善のため、取得および交換の申込を受け付けない日の削減をするものです。

2. 変更の内容

別添の新旧対照表をご参照ください。

3. 日程

平成 24 年 10 月 12 日	金融庁届出日
平成 24 年 10 月 16 日	変更日

4. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

# 投資信託約款の新旧対照表

## MAXIS S & P三菱系企業群上場投信

変更前（旧）	変更後（新）
<p>（受益権の申込単位および価額） 第13条（略） ～（略） （略） 1．対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>4営業日（株式併合に係るものにあつては5営業日）</u>以内 2．対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々<u>3営業日前</u>から起算して<u>5営業日</u>以内 3．対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の<u>翌々営業日までの間</u> 4．第32条に定める計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して<u>5営業日</u>以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>6営業日前</u>から起算して<u>6営業日</u>以内） 5．定期的な指数用株式数変更予定日の<u>3営業日前</u>から起算して<u>5営業日</u>以内 <u>6</u>．（略） <u>7</u>．（略） ～（略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額） 第13条（略） ～（略） （略） 1．対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3営業日</u>以内 2．対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々<u>前々営業日</u>から起算して<u>3営業日</u>以内 3．対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の<u>前営業日</u> 4．第32条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日</u>以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して<u>5営業日</u>以内） &lt;削除&gt; <u>5</u>．（略） <u>6</u>．（略） ～（略）</p>
<p>（交換請求） 第41条（略） ～（略） （略） 1．対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日<u>から起算して2営業日</u>以内 2．対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々<u>前営業日</u>から起算して3営業日以内 3．対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の<u>翌営業日までの間</u> 4．第32条に定める計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して<u>5営業日</u>以内（ただ</p>	<p>（交換請求） 第41条（略） ～（略） （略） 1．対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 2．対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々<u>前々営業日</u>から起算して3営業日以内 3．対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の<u>前営業日までの間</u> 4．第32条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日</u>以内（ただ</p>

<p>し、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>6営業日前</u>から起算して<u>6営業日以内</u>)</p> <p><u>5. 定期的な指数用株式数変更予定日の各々前営業日から起算して3営業日以内</u></p> <p><u>6</u> .(略)</p> <p><u>7</u> .(略)</p> <p>~ (略)</p>	<p>し、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して<u>5営業日以内</u>)</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>5</u> .(略)</p> <p><u>6</u> .(略)</p> <p>~ (略)</p>
--	--

以上